

フィデリティ・ USハイ・イールド・ ファンド

追加型投信／海外／債券

米国高利回り事業債の魅力を
あなたの資産運用に。

毎月決算

販売用資料
2020.02




お申込み・投資信託説明書（交付目論見書）のご請求先は

 **香川証券**

商号等：香川証券株式会社
金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第3号
加入協会：日本証券業協会

フィデリティ投信株式会社

 **Fidelity**TM
INTERNATIONAL

 見やすいユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

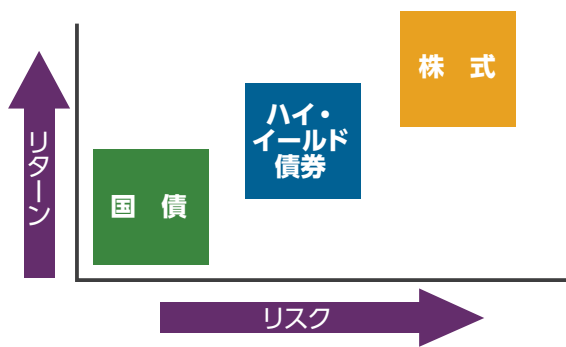
米国ハイ・イールド債券*への投資を考えたことがありますか？

*米国ハイ・イールド債券とは米ドル建て高利回り・低格付け事業債のことです。

それは、世界の投資家が注目する資産クラス。

米国ハイ・イールド債券は、主として米国企業が発行する「高利回り・低格付け」の事業債です。一定の利払いがあり、満期時に元本が償還される債券の『安定性』と、企業の信用力向上による価格上昇を期待できる株式の『成長性』をあわせ持ち、米国国債に比較して信用リスクが高い分、一般的に高利回りであることが大きな特徴です。

米国ハイ・イールド債券の特性



※上記はあくまでも金融商品の一般的なリスクとリターンの関係を表したイメージ図であり、実際にはイメージとそぐわない場合もあります。

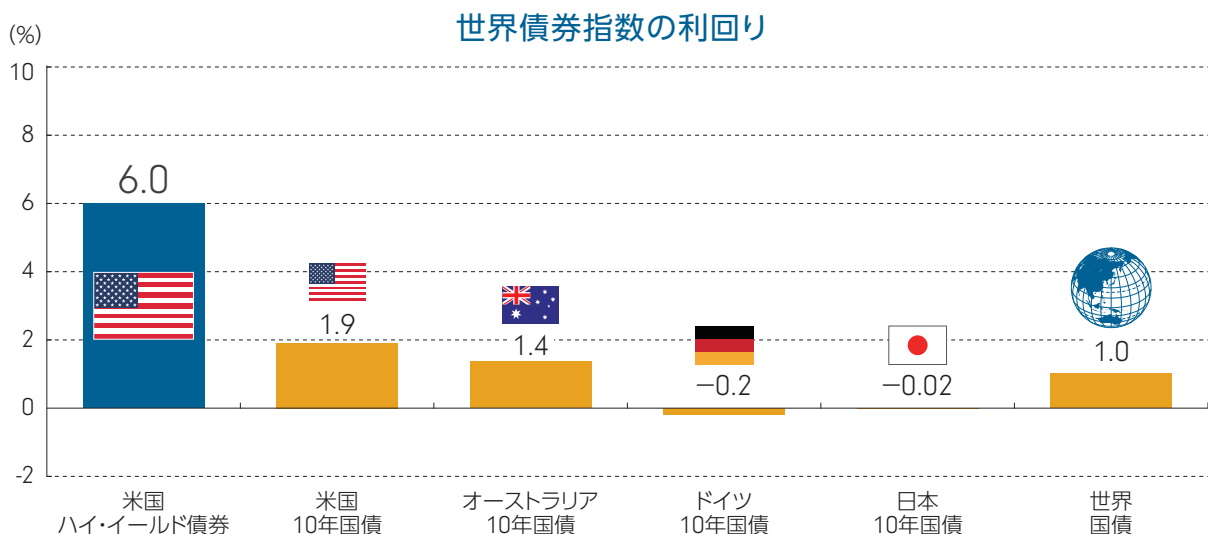
ハイ・イールド債券とは

Ba (ムーディーズ社) 以下または、BB (S&P社) 以下の格付けの事業債、および格付けされていないが、それらと同等の信用力と考えられる事業債をハイ・イールド債券といいます。

	ムーディーズ社	S&P社	
高い	Aaa	AAA	投資 適格債
	Aa	AA	
	A	A	
	Baa	BBB	
信用度	Ba	BB	ハイ・ イールド 債券
	B	B	
	Caa	CCC	
	Ca	CC	
	C	C	
	低い		

1 主要国の国債に比べて、高い利回りとなっています。

●米国国債などに比べて信用リスクが高い分、利回りは高くなっています。



2019年12月末時点。米国ハイ・イールド債券:ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス。世界国債:FTSE世界国債インデックス。

(注)RIMESのデータよりフィデリティ投信作成。

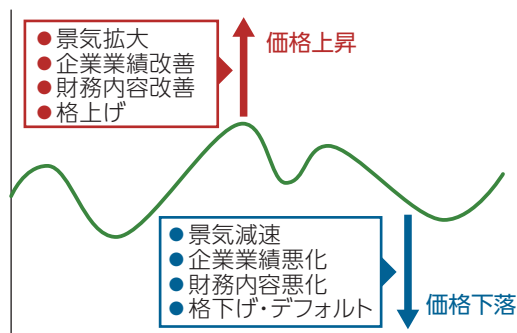
※上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

※5ページの「ファンドの主なリスク内容について」を必ずご確認ください。

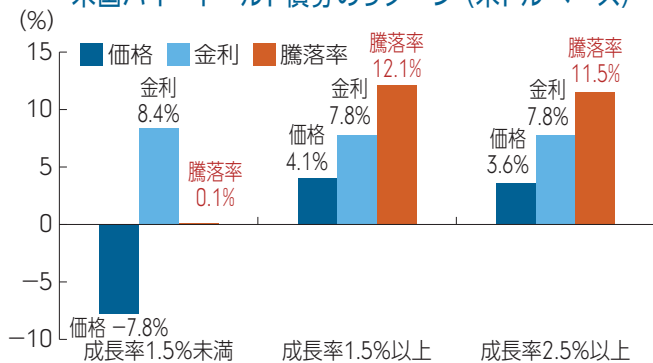
2 景気の局面によらず高い金利収入がリターンを支えたと期待されます。

- 債券のリターン(騰落率)は、価格変動と金利収入の合計です。
- 米国ハイ・イールド債券は、発行している企業の業績や財務の状況によって債券価格が変動する傾向があります。
- 景気拡大期では企業の業績・財務の改善が見込まれ、価格が上昇する傾向があります。景気減速期には反対に価格は下落する傾向があります。
- 過去の実績では、米国ハイ・イールド債券の特徴である高い金利収入は、景気の局面によらず、リターン(価格変動+金利収入)を支えてきました。

景気局面別の
米国ハイ・イールド債券価格の動き



景気局面別の
米国ハイ・イールド債券のリターン(米ドルベース)

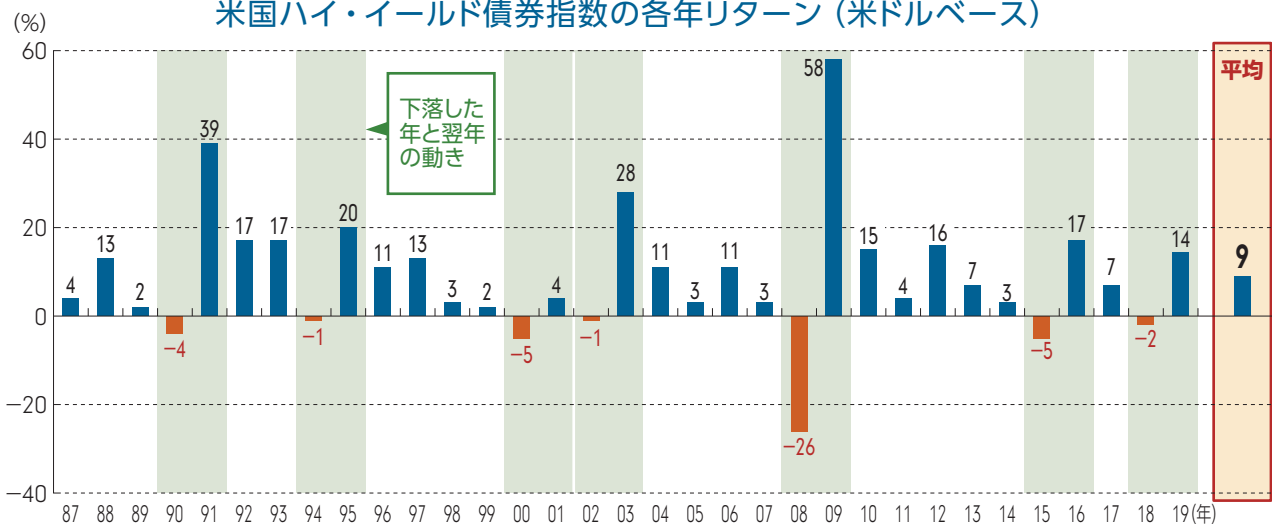


※上記はハイ・イールド債券の一般的な値動きの特徴を表したイメージ図であり、全てのケースに当てはまるとは限りません。
(注) RIMESなどのデータよりフィデリティ投信作成。米国ハイ・イールド債券はICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを使用。金利収入は、騰落率から価格指数の値動きを差し引いて算出。騰落率は単純平均。成長率は米国GDP成長率(前期比年率)。期間 2003年第1四半期～2019年第3四半期。上記の要因分析において騰落率、価格、金利はそれぞれ年率換算しているため、価格と金利の合計が必ずしも騰落率と一致しません。

3 過去の実績では米国ハイ・イールド債券指数は堅調に推移しています。

- 米国ハイ・イールド債券指数の各年のリターン(米ドルベース)は年ごとのばらつきがあるものの過去33年間の年平均リターンは9%でした。
- 過去33年で、上昇したのは26回、内15回は10%以上上昇しました。一方、下落したのは7回、リーマンショック時には大きく下落しましたが、それ以外の6回は6%以下の下落でした。
- 過去33年の実績では、2年連続で下落したことはなく、下落した年と翌年の2年間で概ねリターンはプラスとなっています。

米国ハイ・イールド債券指数の各年リターン(米ドルベース)



(注) RIMESよりフィデリティ投信作成。米国ハイ・イールド債券の年騰落率は1996年まではICE BofA USハイ・イールド・インデックスを使用。それ以降はICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを使用。平均値は単純平均。期間 1987年～2019年。米ドルベース。

※上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
※5ページの「ファンドの主なリスク内容について」を必ずご確認ください。

ファンドのポイント

毎月決算のファンドです。

2019年12月
実績

30円
(税込)

※分配金は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
また運用実績によっては、分配を行わないこともあります。

分配金の推移 (設定来の収益分配金：1万口当たり、税込)

決算期	第5期 02年12月	第6期 03年12月	第7期 04年11月	第8・9期 05年3月・ 4月	第10～15期 05年5月～ 10月	第16～39期 05年11月～ 07年10月	第40～55期 07年11月～ 09年2月	第56～81期 09年3月～ 11年4月	第82～147期 11年5月～ 16年10月	第148～159期 16年11月～ 17年10月	第160～185期 17年11月～ 19年12月
分配金額 (税込)	400円	480円	250円	50円	55円	65円	95円	85円	70円	50円	30円

※第1期～第4期は分配を行いませんでした。

毎月決算に移行 (2005年3月より)

設定来分配金合計 12,850円 (税込)

<収益分配方針>

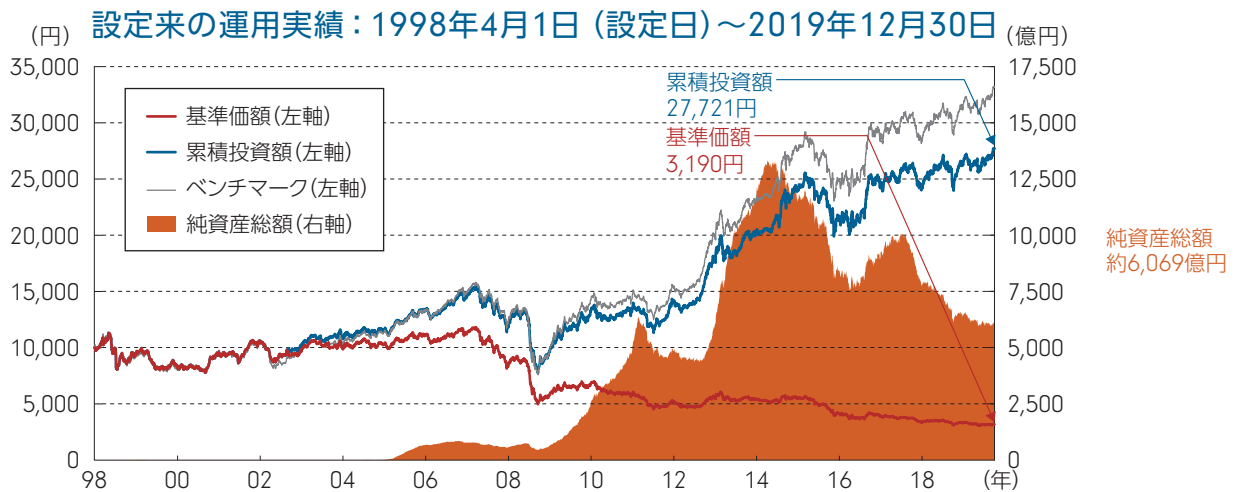
毎決算時(原則毎月22日。同日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
 - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※6ページの「収益分配金に関する留意事項」を必ずご確認ください。

20年以上の運用実績を持つファンドです。

1998年4月1日に運用を開始した、国内で長い実績を持つファンドです。



2019年12月30日現在。ベンチマーク：ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)。

※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。いずれも、購入時手数料および収益分配金にかかる税金は考慮していません。ベンチマークはファンド設定日の前日を10,000円として計算しています。基準価額は運用管理費用(後述の「運用管理費用(信託報酬)」参照)控除後のものです。過去の運用実績は、将来の運用結果を保証もしくは示唆するものではありません。純資産総額は、目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない期間があります。

※上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。

※5ページの「ファンドの主なリスク内容について」を必ずご確認ください。

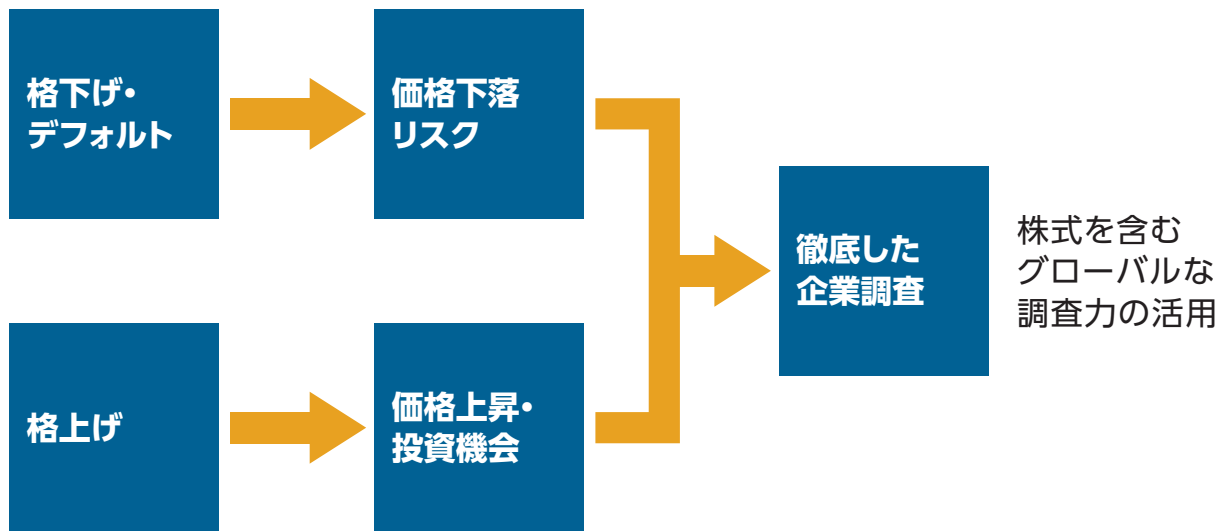
約9兆円※の資産を運用する、米国ハイ・イールド債券の プロフェSSIONALが担当します。

※FMR Co. 2019年9月末現在。WMロイター 1米ドル108.075円で換算。
主として米国ハイ・イールド債券を運用するチームの運用資産残高。

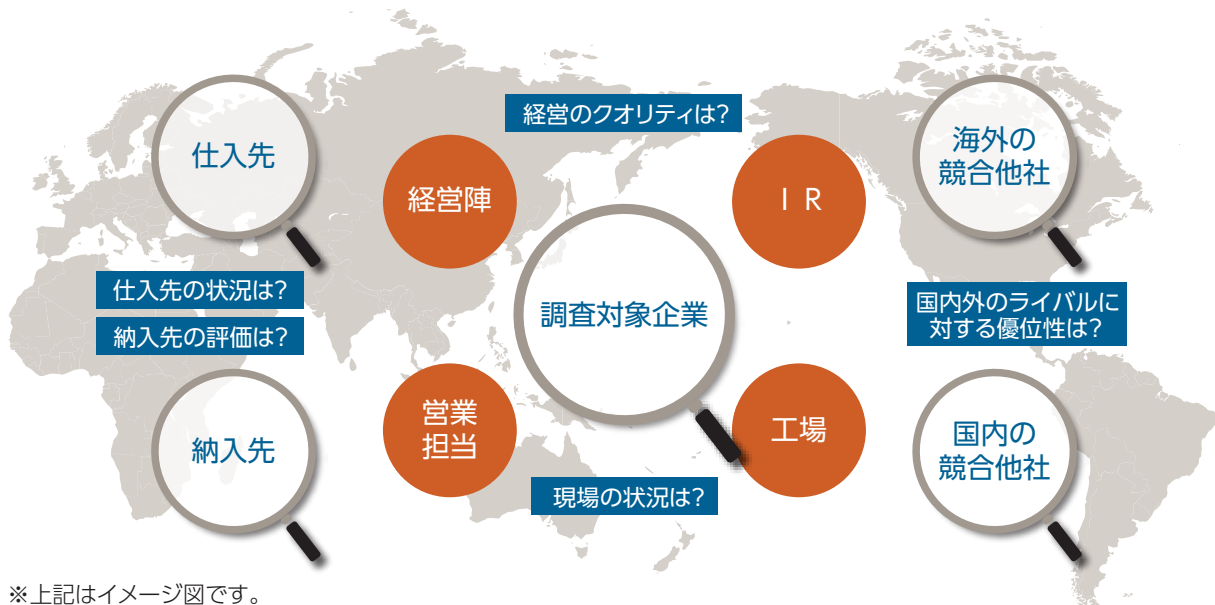
ハイ・イールド債券へ投資する場合、発行企業の信用力低下による「格下げ」や、利払いや償還に支障が生じる「デフォルト」など価格下落リスクへの対応が重要です。

また、発行企業の信用力向上による「格上げ」による価格上昇期待を見極めて、投資機会を追求することも求められます。

そのために必要となるのが「徹底的な企業調査力」です。



ハイ・イールド債券運用・調査体制



※上記は過去の実績であり、将来の傾向、数値等を保証もしくは示唆するものではありません。
※5ページの「ファンドの主なリスク内容について」を必ずご確認ください。

フィデリティ・ USハイ・イールド・ ファンド

追加型投信／海外／債券

投資方針

- 1 米ドル建て高利回り事業債（ハイ・イールド・ボンド）を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- 2 格付けに関しては、主に、B_a格（ムーディーズ社）以下またはBB格（S&P社）以下の格付けの事業債に投資を行ない、一部、格付けを持たない債券や、米国以外の国の発行体の高利回り事業債を組入れることもあります。
- 3 銘柄選択に関しては、個別企業分析により判断します。
- 4 個別企業分析にあたっては、アナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析と現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 5 高利回り事業債の組入率は原則として高位を維持します。
- 6 原則として外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。
- 7 マザーファンドの運用にあたっては、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー*に、運用の指図に関する権限を委託します。

*「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」は主としてマザーファンドに投資を行ないます。上記の投資方針はファンドの主要な投資対象である「フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド」の投資方針を含みます。

*資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

*当該運用の委託先は2020年1月1日付でフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーから名称を変更しています。

ファンドの主なリスク内容について

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行なうマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマーシング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付された債券に比べて前述のリスクが高くなります。

金利変動リスク

公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。

為替変動リスク

外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

*基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

クーリング・オフ

ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

エマーシング市場に関わる留意点

エマーシング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

ベンチマークに関する留意点

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

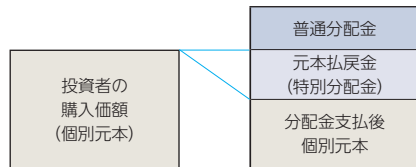
分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

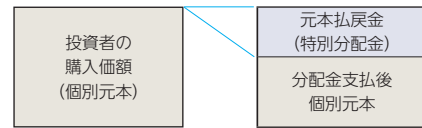
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
 - 「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 - 「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書（交付目論見書）をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

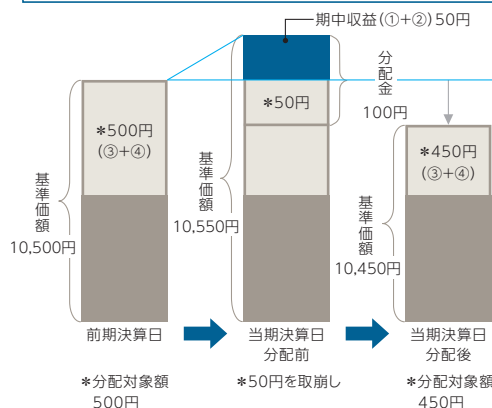
投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



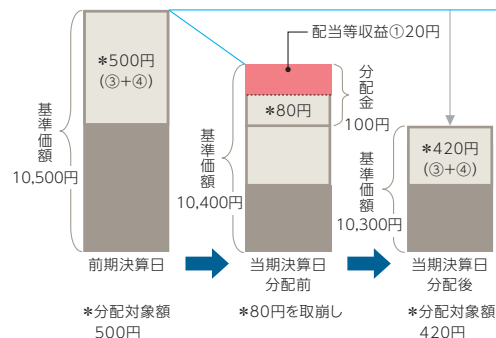
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド

追加型投信／海外／債券

商品の内容やお申込みの詳細については

委託会社	フィデリティ投信株式会社
インターネットホームページ	https://www.fidelity.co.jp/
フリーコール	0120-00-8051 受付時間:営業日の午前9時～午後5時
留意点	ご購入およびご換金の受付については、原則として、毎営業日(ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日と同日の場合は除きます。)の午後3時まで受付けます。

その他のファンド概要

設定日	1998年4月1日
信託期間	原則として無期限
ベンチマーク	ICE BofA USハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算)
収益分配	毎月22日(ただし休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づき分配を行ないます。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金制限	ご購入代金の支払開始日は原則として換金申込受付日より5営業日目以降になります。 ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。

ファンドに係る費用・税金

購入時手数料	3.30%(税抜3.00%)を上限 として販売会社がそれぞれ定める料率とします。
換金時手数料	なし
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し 年率1.738%(税抜1.58%)
その他費用・手数料	・組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がファンドより支払われます。(運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示できません。) ・法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等がファンドより差し引かれます。(ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とします。)
税金	原則として、収益分配時の普通分配金ならびにご換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。税法が改正された場合等には、上記内容が変更になる場合があります。
信託財産留保額	なし

※当該手数料・費用等の上限額および合計額については、お申込み金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」の適用対象です。
※ファンドに係る費用・税金の詳細については、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

委託会社、その他の関係法人

委託会社	フィデリティ投信株式会社 【金融商品取引業者】関東財務局長(金商)第388号 【加入協会】一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会 信託財産の運用指図などを行ないます。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示・連絡などを行ないます。
運用の委託先	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー・エルエルシー(所在地:米国) 委託会社よりファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けて、マザーファンドの運用の指図を行ないます。
販売会社	販売会社につきましては、委託会社のホームページ(アドレス: https://www.fidelity.co.jp/)をご参照または、フリーコール:0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)までお問い合わせいただけます。 ファンドの募集の取扱い、一部解約の実行の受付、収益分配金の再投資ならびに収益分配金・償還金・一部解約金の支払などを行ないます。

- 当資料はフィデリティ投信によって作成された最終投資家向けの投資信託商品販売用資料です。投資信託のお申込みに関しては、以下の点をご理解いただき、投資の判断はおお客様ご自身の責任においてなされますようお願い申し上げます。なお、当社は投資信託の販売について投資家の方の契約の相手方とはなりません。
- 投資信託は、預金または保険契約でないため、預金保険および保険契約者保護機構の保護の対象にはなりません。また、金融機関の預貯金と異なり、元本および利息の保証はありません。販売会社が登録金融機関の場合、証券会社と異なり、投資者保護基金に加入していません。
- 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」が投資を行なうマザーファンドは、主として米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を投資対象としていますが、株式を含むその他の有価証券に投資することもあります。
- ファンドの基準価額は、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組み入れた債券および株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化および

- それらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。特にハイ・イールド・ボンドについては上位に格付けされた債券に比べて、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高い傾向にあります。すなわち、保有期間中もしくは売却時の投資信託の価額はご購入時の価額を下回ることもあり、これに伴うリスクはおお客様ご自身のご負担となります。
- ご購入の際は投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、必ずお受取りのうえ内容をよくお読みください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)については、販売会社またはフィデリティ投信までお問い合わせください。なお、当ファンドの販売会社につきましては以下のホームページ(<https://www.fidelity.co.jp/>)をご参照ください。
- 当資料に記載の情報は、作成時点のものであり、市場の環境やその他の状況によって予告なく変更することがあります。また、いずれも将来の傾向、数値、運用結果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- 当資料にかかわる一切の権利は引用部分を除き当社に属し、いかなる目的であれ当資料の一部又は全部の無断での使用・複製は固くお断りいたします。

皆様の投資判断に関する留意事項

【投資信託のリスク】

投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクがあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた損益は、すべて投資者の皆様へ帰属します。

【留意事項】

- ・ 投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の収益分配は、各ファンドの分配方針に基づいて行われますが、必ず分配を行うものではなく、また、分配金の金額も確定したものではありません。分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

【お客様にご負担いただく費用】

■お客様が購入時に直接的に負担する費用

購入時手数料：購入価額 × 購入口数 × 上限 3.85%（税抜 3.5%）

■お客様が換金時に直接的に負担する費用

換金時手数料：公社債投信 1 万口当たり上限 110 円（税抜 100 円） ※その他の投資信託にはありません

信託財産留保額：換金時に適用される基準価額 × 0.5%以内

※T&D「Jリートファンド 限定追加型 1402」（当初申込時無手数料）についてはご換金時期により信託財産留保額 3.0%～0.5%（2021 年 6 月 1 日以降は無料）をご負担いただきます。

■お客様が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）の実質的な負担：純資産総額 × 実質上限年率 2.618%（税抜 2.38%）

※実質的な負担とは、ファンドの投資対象が投資信託証券の場合、その投資信託証券の信託報酬を含めた報酬のことをいいます。なお、実質的な運用管理費用（信託報酬）は目安であり、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。

その他の費用

※上記の他に、組入有価証券等の売買に係る売買委託手数料、監査費用、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産から間接的にご負担いただく場合があります。これらの費用・手数料等は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。

- お客様にご負担いただく費用につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法を示すことはできません。

- 上記のリスクや費用につきましては、一般的な投資信託を想定しております。各費用項目の料率は、販売会社である香川証券株式会社が取扱うすべての公募投資信託のうち、最高の料率を記載しております。投資信託のリスクや費用は、個別の投資信託により異なりますので、ご投資をされる際には、事前に、個別の投資信託の「投資信託説明書（交付目論見書）」の【投資リスク、手続・手数料等】をご確認ください。

【香川証券株式会社】

商号等 香川証券株式会社

登録 金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第 3 号

加入協会 日本証券業協会